

～工場立地法 Q&A～

届出について

Q. 規模等は「特定工場」に該当していますが、工場を建ててからまだ一度も届出をしたことがありません。届出をしておかなければならなかったのでしょうか。

A. 昭和49年6月28日以前から操業している工場の場合、昭和49年6月29日以降最初に届出の必要な行為を行うときに届出をすれば問題はありません。
また、「特定工場」に該当しなかった工場が、敷地や建築面積の増加によって「特定工場」となる場合も、「特定工場」となる行為を行うときに届出をしていただきます。

Q. 代表者を変更した場合、変更届の提出は必要ですか。

A. 変更届の提出が必要な名称変更とは「商号変更」をいい、代表者の変更は対象ではありません。また、住所の変更とは社屋の変更をいい、住居表示の変更は対象となりません。

既存工場について

Q. 既存工場とはどういう工場をいうのですか。

A. 昭和49年6月28日の時点において設置されているまたは工事中である工場をいいます。これらの工場は、工場立地法の準則が適用開始となる前から存在しているということから、生産施設や緑地、環境施設の面積率が一律ではなく、各工場の設置状況により緩和されます。

Q. 工場立地法の施行前から操業していますが、増築により特定工場となった場合は既存工場の扱いとなりますか。

- A. 既存工場の扱いとなります。特定工場となる増築計画の段階で届け出てください。準則計算は既存工場としての計算になりますので、生産施設や緑地、環境施設の面積率が緩和されます。
- Q. 既存工場を壊して、その跡地に建設せずに、敷地内の別箇所に建設した場合、スクラップ&ビルドに該当しますか。
- A. 敷地内であれば、壊した同一の場所に建設しなくてもスクラップ&ビルドの準則は適用されます。

工場の敷地面積・建築面積について

- Q. 工場の建築面積はどのように計算するのでしょうか。
- A. 建築物の水平投影面積をいい、測り方は、建築基準法での考え方と同じです。延床面積ではありませんので注意してください。

生産施設について

- Q. どのような施設が生産施設に該当するのでしょうか。
- A. 直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設が設置される建築物と屋外のプラント類をいいます。ただし、次のような施設は生産施設から除かれます。
- ・独立した事務所、研究所、食堂
 - ・独立した倉庫関連施設
 - ・生産工程から切り離された単なる出荷・輸送関連施設
 - ・受変電施設
 - ・用水施設
 - ・独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室
 - ・地下に設置される施設

Q. 修理工場は生産施設として扱われますか。

A. 製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設としますが、単に部品の取り替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設としません。

Q. 検査所（試験室）は生産施設としてよいのでしょうか。

A. 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設としますが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としません。

緑地について

Q. どのようなものが緑地に該当するのでしょうか。

A. 苗木床、花壇、雑草地（植生・美観などの観点から良好な状態に維持管理されているものに限る）は緑地と認められます。ただし、地面や壁面等に固定されており、容易に移設できないものに限りません。

Q. 天然芝の代わりに人工芝とした場合に、緑地と認められますか。

A. 人工芝は人工物のため、緑地には該当しません。

Q. 生産施設と緑地の配置換えを検討しており、どちらも面積は変わらない場合、届出は必要ですか。

A. 緑地の配置換えで面積が減少しない場合、「移設」となり、軽微な変更となりますので、届出は不要です。